

浜松市介護予防・日常生活支援総合事業

通所型サービス事業者説明会資料

(みなし指定を受けていない事業所)

平成29年1月18日(水)

浜松市健康福祉部 介護保険課

目 次

介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）の概要

1. 新総合事業の目的
2. 新総合事業の概要

浜松市の新総合事業

1. 浜松市の新総合事業の訪問型サービス
2. 浜松市の新総合事業の通所型サービス
3. 浜松市の介護予防ケアマネジメント

指定基準及び報酬基準について

1. 介護予防通所サービス（現行相当の通所型サービス）の指定基準について（案）
2. 介護予防通所サービス（現行相当の通所型サービス）の報酬について（案）

事業者指定手続きについて

1. 通所型サービスの事業者指定について
2. 現行相当の通所型サービスのみなし指定を受けていない事業所について
3. 事業者指定のスケジュールについて
4. 他市町村の被保険者及び住所地特例対象者へのサービス提供について
5. 指定申請書類チェックリスト（案）

その他

1. 定款の変更について
2. 運営規程、契約書、重要事項説明書について
3. 説明会スケジュール

参考 浜松市の新総合事業の構成図

介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）の概要

1 新総合事業の目的

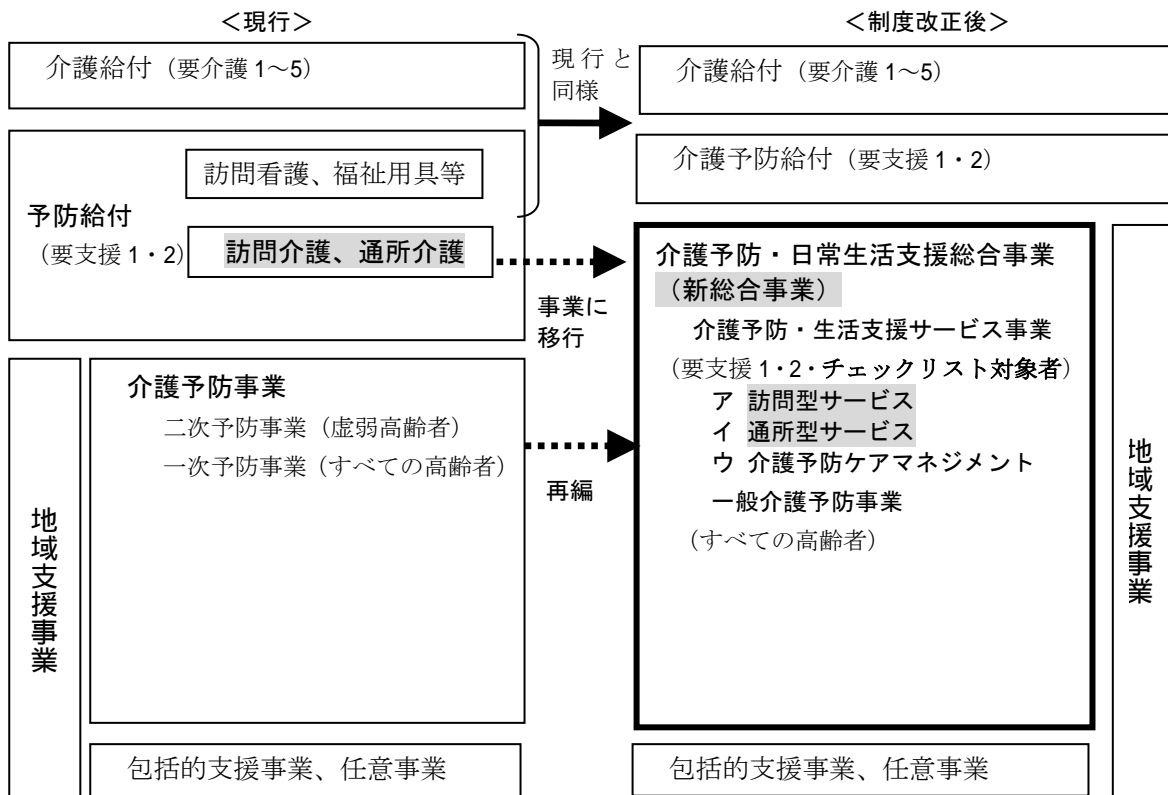
介護保険法改正により、地域包括ケアシステムの推進（介護サービスの見直し）、持続可能な介護保険制度の構築（費用負担の見直し）を目的とし、新総合事業が創設されました。

新総合事業は、地域の実情に応じて多様な主体が参画し、要支援者等に対する効果的・効率的な支援を行い、介護予防・重度化予防を目指すものです。

2 新総合事業の概要

(1) 事業構成

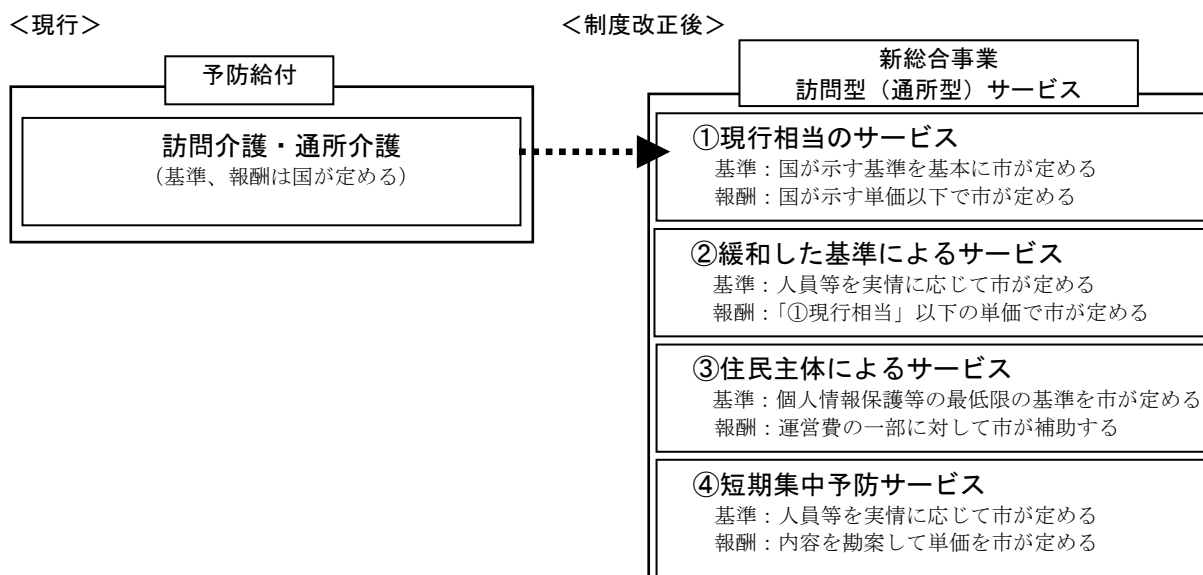
- (ア) 要介護者（要介護1～5）を対象とした「介護給付」のサービス及び要支援者（要支援1・2）を対象とした「予防給付」の訪問介護・通所介護を除くサービスは現行と変わりません。
- (イ) 「予防給付」の訪問介護・通所介護について、「新総合事業」の「介護予防・生活支援サービス事業」の訪問型サービス・通所型サービスへと移行します。
- (ウ) 「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援者（要支援1・2）に加え、チェックリストによる事業対象者もサービスを利用できるようになります。
※利用者の状態を把握し、簡便にサービスにつなぐために実施する質問・評価。
- (エ) 介護予防事業の「二次予防事業」及び「一次予防事業」が再編され、「新総合事業」へと移行します。



(2) 提供体制

(ア) 「新総合事業」の「介護予防・生活支援サービス事業」における訪問型サービスと通所型サービスでは、指定を受けた事業所が行う「①現行相当のサービス」に加え、「②緩和した基準によるサービス」、「③住民主体によるサービス」、「④短期集中予防サービス」など提供が可能になります。

(イ) 設備・運営の基準や報酬は市が定めます。



浜松市の新総合事業

1 浜松市の新総合事業の訪問型サービス

現在の予防給付の訪問介護から移行した「①現行相当のサービス」に加え、「②緩和した基準によるサービス」、「③住民主体によるサービス」の新設により、利用者のサービス選択の幅を広げていきます。

区分	①現行相当のサービス	②緩和した基準によるサービス	③住民主体によるサービス
1 サービス内容	生活援助(掃除・洗濯など) 身体介護(食事・入浴など)	生活援助(掃除・洗濯など)	生活援助(掃除・洗濯など)
2 実施方法	事業者指定	事業者指定	補助
提供主体	訪問介護事業所	訪問介護事業所	地区社協、NPO など
提供者	介護福祉士等	法人が行う研修修了者	ボランティア
3 報酬	現行の介護予防訪問介護と同額	「①現行相当」の8割	「②緩和した基準」以下

※「緩和した基準によるサービス」は生活援助に限定されるため、訪問介護員(介護福祉士・介護職員初任者研修修了者)の資格要件を緩和し、法人が行う研修修了者によるサービス提供を可能にします。研修は、市が定める内容に沿った研修を事業者が実施することを予定しています。

2 浜松市の新総合事業の通所型サービス

現在の予防給付の通所介護から移行した「①現行相当のサービス」に加え、「②緩和した基準によるサービス」、「③住民主体によるサービス」、「④短期集中予防サービス」により、利用者のサービス選択の幅を広げていきます。

区分	①現行相当のサービス	②緩和した基準によるサービス	③住民主体によるサービス	④短期集中予防サービス
1 サービス内容	○入浴・移動・食事等の介助 ○運動、レクリエーション ○専門職による機能訓練	○移動移乗・食事等の介助 ○運動、レクリエーション	○コミュニティサロンにおけるレクリエーション ○交流、運動の場の提供等	○生活機能を改善するための運動器の機能向上プログラム
2 実施方法	事業者指定	委託 ¹	補助	委託 ²
提供主体	通所介護事業所	受託事業所	地区社協、NPO など	医療機関、フィットネスクラブなど
提供者	介護職員、看護師など	介護職員	ボランティア	理学療法士、運動実践指導士など
3 報酬	現行の介護予防通所介護と同額	「①現行相当」の9割	「②緩和した基準」以下	委託契約による

1 現在の二次予防事業で虚弱な高齢者を対象として実施している「元気はつらつ教室」を、現在の利用者に影響がないよう「②緩和した基準によるサービス」へ移行し、現行どおり委託により実施します。

2 現在の二次予防事業で実施している「運動器機能向上トレーニング」を、「④短期集中予防サービス」へ移行し、委託により実施します。

3 浜松市の介護予防ケアマネジメント

- (ア) 新総合事業の訪問型サービス及び通所型サービスの利用に際し、サービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、地域包括支援センター等が専門的視点からアセスメント、プラン作成等のケアマネジメント業務を行います。
- (イ) ケアマネジメントは利用するサービスの種類により、A・B・Cの3種類に分類されており、報酬はサービス担当者会議の有無や、モニタリング頻度により異なります。
- (ウ) 「訪問看護」や「福祉用具貸与」などの介護予防サービスを併せて利用する場合は、これまでどおり介護予防支援によるケアマネジメントが行われます。

区分	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメントB	介護予防ケアマネジメントC
利用サービス	現行相当のサービス	緩和した基準によるサービス 短期集中予防サービス	住民主体によるサービス
内容	現行の介護予防支援と同様	現行の介護予防支援を簡素化 (サービス担当者会議の省略など)	現行の介護予防支援を簡素化 (モニタリングの省略など)
報酬	現行の介護予防支援と同額	現行の介護予防支援の5割	現行の介護予防支援の5割(利用開始月のみ)

指定基準及び報酬基準について

1 介護予防通所サービス（現行相当の通所型サービス）の指定基準について（案）

サービス内容	入浴・移動・食事等の介助 運動、レクリエーション、機能訓練
人員	【（例）定員 15 人】 ◆管理者 常勤専従 1 人 ◆生活相談員 1 人 ※生相又は介のうち 1 人以上常勤 ◆看護職員 1 人 ◆介護職員 1 人 ◆機能訓練指導員 1 人
設備	◆食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室 ◆消火設備、非常災害設備、その他必要な設備、備品 ◆食堂及び機能訓練室 定員×3 m ²
運営	◆個別サービス計画の作成 ◆運営規程等の説明、同意 ◆提供拒否の禁止 ◆衛生管理等 ◆秘密保持等 ◆事故発生時の対応 ◆廃止、休止の届出と便宜の提供等

現在の介護予防通所介護の基準と同等の内容となっています。

2 介護予防通所サービス（現行相当の通所型サービス）の報酬について（案）

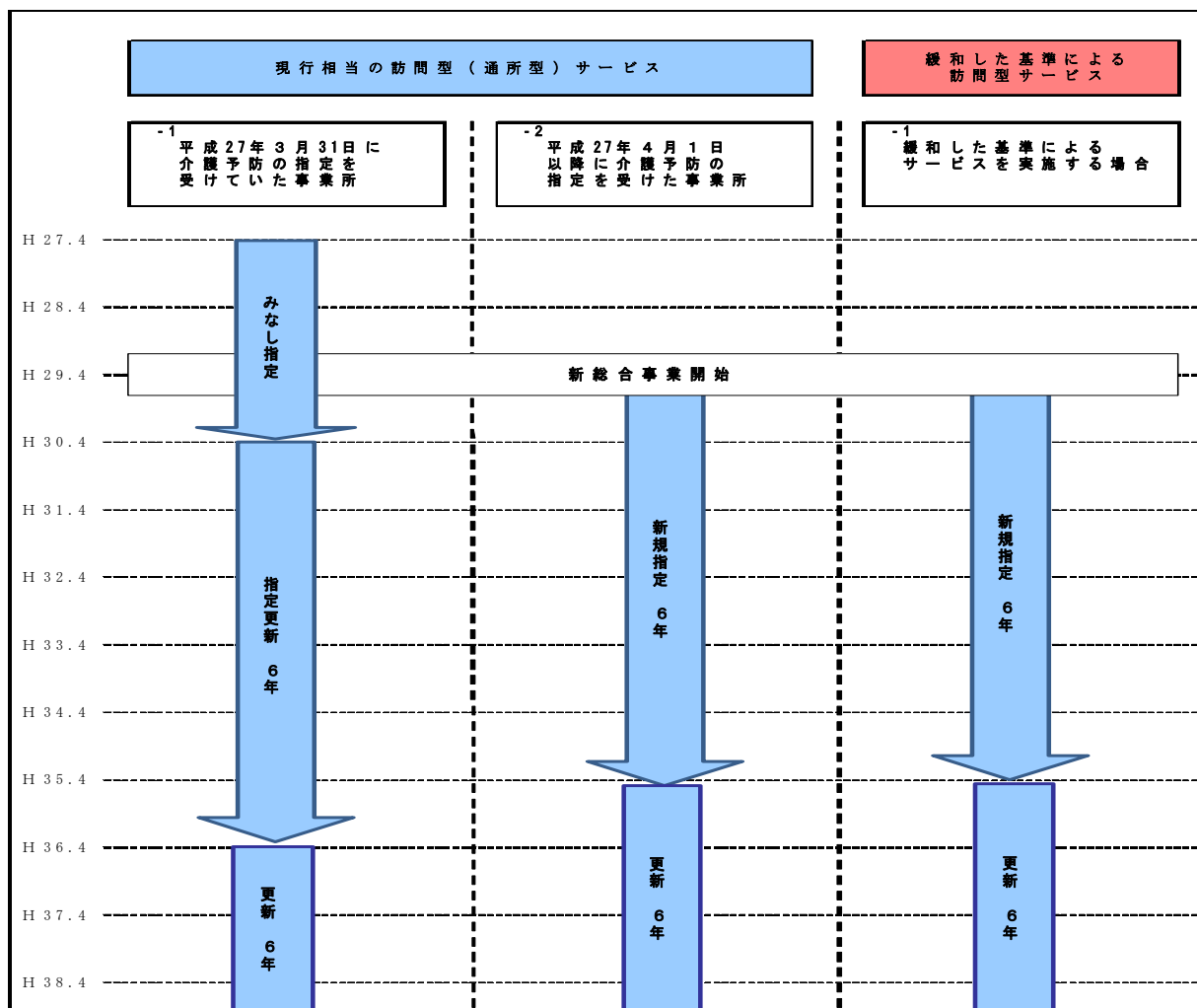
基本報酬	【月額報酬】 ◆事業対象者、要支援 1、要支援 2（週 1 回程度） 1,647 単位 要支援 2（週 2 回程度以上） 3,377 単位
加算 減算	◆定員超過・人員欠如減算 70/100 に相当する単位数 ◆中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 5/100 に相当する単位数を加算 ◆同一建物減算 376～▲752 単位 ◆若年性認知症利用者受入加算 240 単位 ◆生活機能向上グループ活動加算 100 単位 ◆運動器機能向上加算 225 単位 ◆栄養改善加算 150 単位 ◆口腔機能向上加算 150 単位 ◆選択的サービス複数実施加算 2 種類 480 単位 3 種類 700 単位 ◆事業所評価加算 120 単位 ◆サービス提供体制強化加算 24～144 単位 ◆介護職員処遇改善加算

要支援 2 の基本報酬を 2 種類とし、週 1 回程度の報酬を要支援 1 と同額とします。
「加算及び減算」については、現在の介護予防通所介護と同等の内容となっています。

事業者指定手続きについて

1 訪問型（通所型）サービスの事業者指定について

(ア) 指定事業者により提供されるサービス（現行相当の訪問型サービス・緩和した基準による訪問型サービス、現行相当の通所型サービス）については、保険者（市）から事業者指定を受ける必要があります。



現行相当の訪問型（通所型）サービス

①-1

「平成 27 年 3 月 31 日に介護予防訪問介護（介護予防通所介護）の指定を受けていた事業所」は、介護保険法により、現行相当の訪問型（通所型）サービスの指定を受けているものとみなされている（みなし指定）ため、新たに指定を受けるための手続きは不要です。（みなし指定の有効期間は平成 30 年 3 月 31 日まで）

①-2

「平成 27 年 4 月 1 日以降に介護予防訪問介護（介護予防通所介護）の指定を受けた事業所」（P 7 を参照）については、みなし指定の対象となっていないため、新たに指定を受けるための手続きが必要です。2 月上旬から指定申請の受付を開始する予定です。市担当者調整のうえ手続きをお願いします。

緩和した基準による訪問型サービス

②-1

緩和した基準による訪問型サービスを実施する場合は、当該サービスを提供する事業所において新たに指定を受けるための手続きが必要です。1 月下旬に個別相談会を予定しています。その後、市担当者調整のうえ、手続きをお願いいたします。

2 現行相当の通所型サービスのみなし指定を受けていない事業所について

No	事業所番号	法人名	事業所名	市担当者
1	2277203770	社会福祉法人陽翔会	通所介護事業所 いずみ	介護保険課 指導第1グループ 山下 Tel 457-2875
2	2277203846	有限会社ロータスライフ	さくらデイサービス浜松中央	
3	2277203978	株式会社emicia.	デイサービスすばる和合の庄	
4	2277204018	株式会社YAMAMOTO	デイサービス やすらぎ	
5	2277204299	社会福祉法人 藤花幸寿会	デイサービス藤乃花	
6	2277204588	株式会社DAnswer	いきいきクラブ中島	
7	2277203762	社会福祉法人陽翔会	通所介護事業所上大瀬	
8	2277204356	株式会社 豊友	デイサービスセンターつくし・原島	
9	2277204406	社会福祉法人 行和会	デイサービスこうこうの里	
10	2277204539	遠州鉄道株式会社	ラクラス志都呂デイサービス	
11	2277204034	株式会社 ツクイ	ツクイ浜松南若林	
12	2277204653	社会福祉法人県民厚生会	きらら浜松機能訓練デイサービスセンター	
13	2277204109	社会福祉法人聖隷福祉事業団	聖隷リハビリプラザいなさ	
14	2277203879	浜北医療生活協同組合	生協デイサービスきたはまの郷	
15	2277204141	株式会社 ツクイ	ツクイ浜北貴布祢	
16	2277204604	株式会社エスピーエス	エミフル中瀬デイサービスセンター	
17	2277202384	株式会社マミヤ技研	ファミリーケア 浜松さくら物語	
18	2277203994	アースサポート株式会社	アースサポート浜松中央	
19	2277204067	株式会社いにしへの里大瀬	デイサービス クレセント和合	
20	2277204182	株式会社NEXT STAGE	デイサービス アビリティ中央	
21	2277204208	株式会社イシグロ	レッツ倶楽部浜松東伊場	
22	2277204349	株式会社創生	富塚倶楽部	
23	2277204505	合同会社 カランコ縁	樹楽 領家の風	
24	2277204547	株式会社レインボーハウス	アモーレ大蒲デイサービス	
25	2277204620	株式会社中部カレット	リハプライド浜松	
26	2277203887	株式会社リバネス	デイサービスCOCOさくら	
27	2277203820	スマイルミッション株式会社	純夢デイサービスセンター三方原	
28	2277203911	株式会社イシグロ	レッツ倶楽部浜松浜北	
29	2277204364	医療法人 社団大法会	遠江病院指定通所介護事業所	
30	2277204463	株式会社千	デイサービス ゆかり	
31	2277203838	株式会社 結夢あたご	株式会社 結夢あたご	
32	2277204232	社会福祉法人 天竜厚生会	くんまデイサービスセンター	

3 事業者指定のスケジュールについて

平成 29 年 2 月上旬～3 月上旬 市担当者と調整のうえ、指定申請（※）

平成 29 年 4 月 1 日予定 事業者指定

指定申請は任意ですが、事業者指定を受けないと現行相当の指定通所型サービスの提供ができなくなります。3 月中旬以降に申請を受付けたものについては、申請日から概ね 1 ヶ月程度で指定を行います。

※市担当者と調整や申請手続きを行う際は、事前に電話連絡をお願いします。

4 他市町村の被保険者及び住所地特例対象者へのサービス提供について

（1）浜松市以外の市町村の被保険者（住所地特例対象者を除く。）へのサービス提供について

浜松市以外の市町村の被保険者（住所地特例対象者を除く。）が、浜松市内の訪問型（通所型）サービスの事業所を利用するためには、当該事業所が、当該被保険者に係る他の市町村の指定を受けている必要があります。

ただし、平成 27 年 3 月 31 日に介護予防訪問介護（通所介護）の指定を受けていた事業所は、全国の市町村の指定を受けているものとみなされているため（みなし指定）、その有効期限である平成 30 年 3 月 31 日までは他市町村の被保険者に対してもサービス提供をすることができます。

なお、平成 30 年 4 月 1 日以降も他市町村の被保険者（住所地特例対象者を除く。）へサービス提供を行う場合には、浜松市の指定のほか、当該被保険者に係る他の市町村の指定を受ける必要があります。

また、みなし指定の対象となっていない事業所が、他市町村の被保険者へ訪問型(通所型)サービスの提供を行う場合には、浜松市の指定のほか、当該被保険者に係る他の市町村の指定を受ける必要があります。

他市町村の指定を受けようとする場合には、当該他市町村へお問い合わせください。

（2）住所地特例対象者へのサービス提供について

訪問型（通所型）サービスは、住所地特例対象者がより円滑にサービスを受けることができるよう、住所地特例対象者が居住する施設が所在する市町村がサービス提供を行います。

例えば、浜松市内の有料老人ホームに居住する住所地特例対象者である磐田市の被保険者に対しては、浜松市がサービス提供を行います。

【 メ モ 】

5 指定申請書類チェックリスト（案）

指定申請書類チェックリスト〈通所介護・介護予防通所サービス（現行相当の通所型サービス）〉（案）

申請者名： _____

担当者氏名 _____

事業所名： _____

連絡先TEL _____

申請書類の漏れがないように備考欄をよく読み、各項目について確認欄の事業者の列にチェックを入れ、申請書類とともに提出してください。

	項 目	新規	更新	確認欄		備 考
				事業者	受付	
1	申請書					新規（訪問介護）… 第1号様式 〃（介護予防通所サービス）…第1号様式 更新（訪問介護）… 第2号様式 〃（介護予防通所サービス）…第2号様式
	付表					付表6 付表A-3
	定款、寄附行為等		/			※申請者の原本証明 ※当該事業を実施する旨の記載があるか
	登記事項証明書（全部事項証明書）		/			※法務局登記印の原本（発行後3ヶ月以内のもの） ※定款等の内容と一致しているか
	事業所の平面図		/			（参考様式1） ※各区分の用途、面積を明示すること ※併設事業所との共用設備がある場合には、色分けにより共用部分を明示すること ・事業所の外観及び内部の様子が分かる写真を添付
	設備及び備品の概要を記載した書面		/			（参考様式3） ※サービスの提供に必要な設備及び備品（静養室、相談室等）の概要を記載 ・上記設備等の概要が分かる写真を添付
	事業所が消防法令に適合していることを証する書類		/			・消防法令適合通知書を添付
	事業所が建築基準法令に適合していることを証する書類		/			※次のいずれかの書類を添付 ・確認済証の写し及び検査済証又は工事完了届の写し ・福祉事業施設事前協議書【建築部局用】 ・その他事業所が建築基準法令に適合していることを証する書類
	管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴を証する書類					（参考様式4） ・資格証の写しを添付
10	運営規程					※以下の内容が具体的に分かりやすく記載されているか
						①事業の目的及び運営の方針
						②従業者の職種、員数及び職務の内容
						③営業日及び営業時間
						④サービス提供時間・延長の有無等
						⑤指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの利用定員（単位ごと）
						⑥指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの内容
						⑦利用料その他の費用の額
						⑧通常の事業の実施地域
						⑨サービス利用に当たっての留意事項
						⑩緊急時等における対応方法
						⑪非常災害対策
				⑫その他運営に関する重要事項		
11	利用契約書		/			
12	重要事項説明書		/			
	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要					（参考様式5） ・苦情内容の記録様式を添付 ※以下の内容が具体的に分かりやすく記載されているか
					①利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）及び担当者	
					②円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理の体制及び手順	
						③その他参考事項

	項 目	新規	更新	確認欄		備 考
				事業 者	受 付	
	事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態					(参考様式 6-1) ※以下の内容が具体的に分かりやすく記載されているか ①管理者及び従業員全員の毎日の勤務時間 (新規 ... 事業開始予定日から 4 週間分) (更新 ... 申請書記入日の前月分) ②職種別に区分して記載 ③従業員の勤務時間、始業時間及び終業時間 ④従業員の常勤・非常勤の別 ⑤従業員の専従・兼務の別
	サービス提供実施単位一覧表		/			(参考様式 7)
	従業員の雇用契約書等の写し					※事業所と雇用関係にあることを証するもの
	従業員の資格証の写し					※原本証明は不要
	生活相談員の従事証明書					(参考様式 8-3) ※生活相談員が社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員又は介護福祉士でない場合のみ必要
	事業に係る資産の状況を証する書類					・直近の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等） ・事業計画表及び収支予算書（更新時は不要） ・損害賠償保険証書の写し
20	居宅介護サービス費（第一号事業支給費）の請求に関する事項					・介護給付費（第一号事業支給費）算定に係る体制等に関する届出書 ・介護給付費（第一号事業支給費）算定に係る体制等状況一覧表 ・その他必要な添付書類（更新時は不要）
21	欠格要件に該当しないことを誓約する書面					居宅サービス ... (参考様式 9-1) 第 1 号事業（新総合事業） ... (参考様式 9-●)
22	役員の氏名、生年月日及び住所を証する書類					(参考様式 10)
23	組織体制図					※事業所内の組織体制 (当該事業以外に実施している事業がある場合は、法人全体の組織体制) ※従業者名を記載する等により、兼務関係が分かるようにすること
24	個人情報使用についての同意書		/			
25	開設場所（土地、建物等）の権原を示した書面		/			
26	非常災害対策に関する具体的な計画		/			・防火管理者選任届出書の写し ・消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画 ・風水害、地震等の災害に対処するための計画（マニュアル）
27	人員基準チェックリスト	/				※必要事項を記入すること
28	手数料（浜松市収入証紙）					※証紙貼付用紙へ浜松市収入証紙を貼付 【居宅サービス】 【第 1 号事業（現行相当）】 新規 ... 20,000 円 新規 ... 15,000 円 更新 ... 10,000 円 更新 ... 8,000 円
29	その他					

備 考

「No.」欄について

番号の欄に○がついているものについては、通所介護と介護予防通所サービス（現行相当の通所型サービス）を同時に申請する場合、サービス内容が同じ場合は、介護予防通所サービス（現行相当の通所型サービス）の申請書への添付を省略することができる。

介護予防通所サービス（現行相当の通所型サービス）の新規申請する際に既に通所介護の指定を受けている場合は、5～8、11、12、24～26の添付を省略することができる。

「新規」、「更新」欄について

必ず添付が必要な書類
該当すれば添付が必要な書類
/ 添付を必要としない書類

その他

1 定款の変更について

新総合事業の事業を実施するに際し、定款の変更が必要となる場合があります。訪問型（通所型）サービス（第一号事業）の実施に伴う定款への追記については、下記を参考に行ってください。定款変更の具体的な手続き等については、各所管庁へご確認ください。

なお、定款（介護サービス事業に関するもの）を変更した場合は、市介護保険課への届出が必要になりますが、新総合事業への移行に伴う定款変更については届出の対象外といたします。

(1) 社会福祉法人

サービス種別	記載例	根拠法令
1 現行相当の訪問型サービス	第二種社会福祉事業 老人居宅介護等事業の経営	・社会福祉法第2条 ・老人福祉法第5条の2第2項
2 現行相当の通所型サービス	第二種社会福祉事業 老人デイサービスセンターの経営	・社会福祉法第2条 ・老人福祉法第20条の2の2
3 緩和した基準の訪問型サービス	公益を目的とする事業 介護保険法に基づく（緩和した基準による） 第一号訪問事業	・介護保険法第115条の45第1項第1号 ・介護保険法施行規則第140条の63の6第2号
4 緩和した基準の通所型サービス	公益を目的とする事業 介護保険法に基づく（緩和した基準による） 第一号通所事業	
3・4をまとめて記入する場合	公益を目的とする事業 介護保険法に基づく（緩和した基準による） 第一号事業	・介護保険法第115条の45第1項第1号 ・介護保険法施行規則第140条の63の6第2号

現行相当のサービスのみを実施する場合、定款の変更は不要です。

「緩和した基準による訪問型サービス」の事業の規模が小さく、「訪問介護」や「現行相当の訪問型サービス」の事業と一体的に行われる場合には、「緩和した基準による訪問型サービス」の記載を省略することができます。

「緩和した基準による通所型サービス」の事業の規模が小さく、「通所介護」や「現行相当の通所型サービス」の事業と一体的に行われる場合には、「緩和した基準による通所型サービス」の記載を省略することができます。

※（ ）書きについては、省略することも可能です。

(2) 医療法人、営利法人等

サービス種別	記載例	根拠法令
1 現行相当の訪問型サービス	<u>浜松市の指定を受けて行う</u> 介護保険法に基づく (旧介護予防訪問介護相当の) 第一号訪問事業	・介護保険法第115条の45第1項第1号 ・介護保険法施行規則第140条の63の6第1号
2 現行相当の通所型サービス	<u>浜松市の指定を受けて行う</u> 介護保険法に基づく (旧介護予防通所介護相当の) 第一号通所事業	・介護保険法第115条の45第1項第1号 ・介護保険法施行規則第140条の63の6第1号
3 緩和した基準の訪問型サービス	<u>浜松市の指定を受けて行う</u> 介護保険法に基づく (緩和した基準による) 第一号訪問事業	・介護保険法第115条の45第1項第1号 ・介護保険法施行規則第140条の63の6第2号
4 緩和した基準の通所型サービス 【元気はつらつ教室】	<u>浜松市の委託を受けて行う</u> 介護保険法に基づく (緩和した基準による) 第一号通所事業	・介護保険法第115条の45第1項第1号 ・介護保険法施行規則第140条の63の6第2号
5 短期集中予防サービス 【運動器機能向上トレーニング】	<u>浜松市の委託を受けて行う</u> 介護保険法に基づく第一号通所事業	・介護保険法第115条の45第1項第1号
1から5をまとめて記載する場合	<u>浜松市の指定又は委託を受けて行う</u> 介護保険法に基づく第一号事業	・介護保険法第145条の45第1項第1号

（ ）書きについては、省略することも可能です。

医療法人については、下線部分を記載すること。

2 運営規程、契約書、重要事項説明書について

新総合事業への円滑な移行を図るため、現在使用している運営規程、契約書、重要事項説明書等を見直し、新総合事業に対応していないようであれば、内容の変更や契約の結び直しなど、適宜対応をお願いいたします。

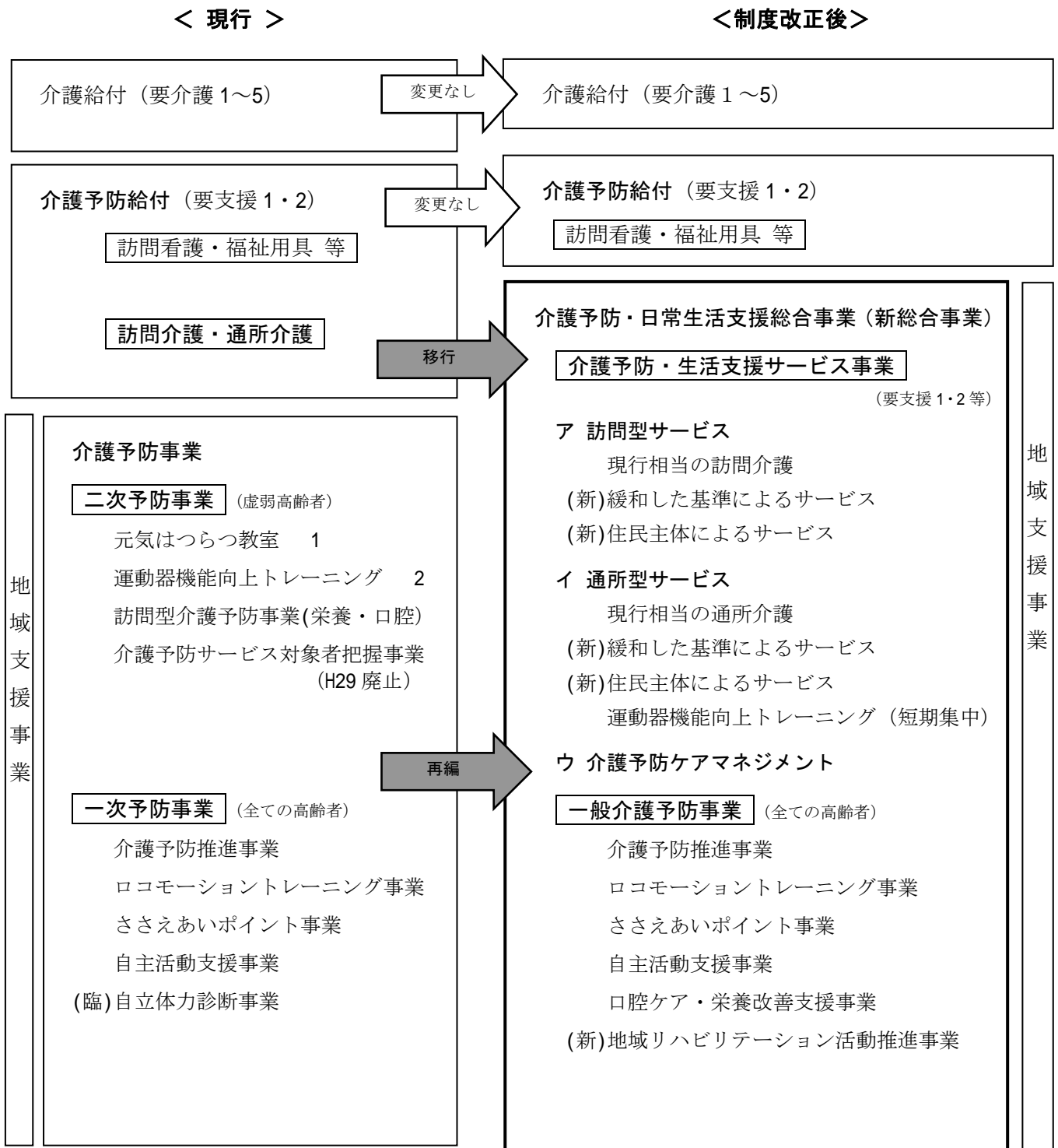
なお、運営規程の内容を変更した場合は、市介護保険課への届出が必要になりますが、新総合事業の移行に伴うサービス種別等の変更（介護予防訪問介護→介護予防訪問サービス）については届出の対象外といたします。

3 説明会スケジュール

新総合事業への円滑な移行を図るため、新総合事業に係る説明会を以下のように開催いたします。対象事業所には、メールにて開催通知を送らせていただきますので、管理者等の出席をお願いいたします。（必須）

No	説明会	対象事業所	開催日	場所	内容
1	通所型サービス（緩和基準） 事業者説明会 開催済	「元気はつらつ教室」の 委託を受けている事業者	11月22日（火）	浜北グリーンアリーナ	・通所型サービス（委託の概要） ・元気はつらつ教室について
2	介護予防ケアマネジメント 事業者説明会 開催済	全ての 地域包括支援センター 居宅介護支援事業所	11月30日（水）	浜北文化センター小ホール	・介護予防ケアマネジメントについて
3	訪問型サービス 事業者説明会 開催済	全ての 訪問介護事業所	① 12月15日（木） ② 12月16日（金）	①市役所北館 101会議室 ②浜北区役所 大会議室	・訪問型サービス（現行相当の概要） ・訪問型サービス（緩和基準の概要） ・事業者指定について ・その他
4	新総合事業（請求事務等） 事業者説明会	全ての 訪問介護事業所 通所介護事業所 居宅介護支援事業所 地域包括支援センター	2月17日（金）	浜北文化センター大ホール	・新総合事業の概要 ・サービスの内容 ・報酬請求に関する留意事項 ・その他

【参考】本市の新総合事業の構成図



1 現行の「元気はつらつ教室」は、「イ通所型サービス (緩和した基準によるサービス)」に移行する。

2 現行の「運動器の機能向上トレーニング」は、「イ通所型サービス (短期集中)」に移行する。